



# 長野県報

9月11日(木)  
令和7年  
(2025年)  
第641号

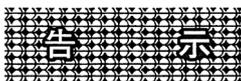
## 目次

### 告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課).....	2
長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・IT振興課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	3
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・IT振興課).....	5
県営土地改良事業変更計画概要書の縦覧(農地整備課).....	8
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	8
特定調達契約に係る一般競争入札(高校教育課).....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(高校教育課).....	11



### 長野県告示第388号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和7年9月11日

長野県知事 阿部守一

#### 1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
上田国分糖尿病内科クリニック	上田市国分一丁目1番1号	令和7年7月1日
A'sデンタルクリニック 佐久平	佐久市佐久平駅南7番地5 2001ビルーC	令和7年8月1日
医療法人城下クリニック	下高井郡山ノ内町大字平穏3094番地3	令和7年7月7日

#### 2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
医療法人公仁会	須坂市大字須坂1239番地	医療法人公仁会 轟訪問看護ステーション	須坂市大字須坂1239番地	令和7年7月1日

地域福祉課

## 長野県告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和7年9月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
V・drug 上田千曲高校前薬局	上田市中之条573-1	V・drug 上田千曲高校前薬局	V・drug 上田中之条薬局	令和7年8月1日

## 2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
特定非営利活動法人 さわやか千歳	下高井郡山ノ内町夜間瀬2506-1	訪問看護ステーションちとせ	中野市吉田589-1	中野市吉田589-1	中野市一本木322-1	令和7年4月16日

地域福祉課

## 長野県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和7年9月11日

長野県知事 阿部 守一

## 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
医療法人 小口医院	茅野市宮川4441-3	令和7年7月31日
宮島耳鼻咽喉科医院	安曇野市豊科4927-2	令和7年7月31日
信越病院	上水内郡信濃町大字柏原380	令和7年9月1日
上田国分糖尿病内科クリニック	上田市国分一丁目1番1号	令和7年6月30日
医療法人小野医院	岡谷市長地柴宮一丁目18番9号	令和7年6月30日
本町西薬局	茅野市本町西3-4	令和7年6月30日
細川歯科第2診療所	塩尻市広丘野村1787-102	令和7年6月20日
医療法人 城下クリニック	下高井郡山ノ内町大字平隠3249番地29	令和7年7月6日
茅野歯科医院	茅野市塚原1-14-5	令和7年6月29日

地域福祉課

## 長野県告示第391号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和7年9月11日

長野県知事 阿部 守一

安曇野市堀金三田3454番、3455番、3456番、4042番8及び4042番9

産業立地・IT振興課

## 長野県告示第392号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年9月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
茅野市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
茅野市（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第393号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年9月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
茅野市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第394号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年9月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上高井郡高山村(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
高山村(次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第395号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和7年9月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
飯田市立石1315の190
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年10月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年9月11日

長野県飯田建設事務所長 折井 克壽

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 親田中村線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市伊豆木68番の2地先から 飯田市伊豆木223番の2地先まで	旧	m 6.8 ~ 14.5	km 0.3434
同 上	新	9.4 ~ 15.6	0.3434

道路管理課